

日本ボーイスカウト岡山地区協議会規約（案）

第 1 章 総 則

（岡山地区協議会の構成）

第 1 条 日本ボーイスカウト岡山連盟加盟登録の承認を受けた岡山市内の団および近郊の友好団を、岡山地区協議会の構成員とする。

（目 的）

第 2 条 岡山地区協議会は、次に掲げる目的を達成するために設置する。

- （1）各団相互及び同じ目的を有する他の団体と調和的に協働を図ること。
- （2）各団の独立と主導性を妨げることなく、岡山地区協議会内のスカウト運動を普及すること。

第 2 章 岡 山 地 区 協 議 会

（開 催）

第 3 条 岡山地区協議会は、岡山地区協議会長の招集により必要に応じ随時開催し、岡山地区協議会会長が議長となり運営委員長、運営副委員長、運営委員、会計、事務長、監査からの報告、伝達及び協議等を行う。

（構成員）

第 4 条 岡山地区協議会の構成員は、次のとおりである。

- （1）岡山地区協議会長、岡山地区協議会副会長
- （2）運営委員長、同副委員長
- （3）運営委員
- （4）会計
- （5）事務長
- （6）各団委員長
- （7）各隊長
- （8）監査

（総 会）

第 5 条 岡山地区協議会総会を年 1 回開催し、次のことを行う。

- （1）岡山地区協議会長、岡山地区協議会副会長、運営委員長、同副委員長、運営委員、会計、事務長及び監査の選出
- （2）報告承認及び審議決定

（成立と議決）

第 6 条 岡山地区協議会総会の定足数は、過半数（委任状を含む）とし、その議決は多数決による。

第 3 章 運 営 委 員 会

(設置と運営)

第 7 条 岡山地区協議会に運営委員会を設ける。

② 運営委員会は、岡山地区協議会総会の承認を得た計画に従い、運営する。

(構 成)

第 8 条 運営委員会は、役員をもって構成する。

(招 集)

第 9 条 運営委員会は、運営委員長が招集し、開催する。

(成立と議決)

第 10 条 運営委員会の定足数は、過半数（委任状を含む）とし、議決は出席者の多数決による。

第 4 章 役 員 及 び 委 員

(運営役員)

第 11 条 運営役員は、次のとおりである。

- (1) 岡山地区協議会長、岡山地区協議会副会長
- (2) 運営委員長、同副委員長
- (3) 運営委員
- (4) 会計
- (6) 事務長
- (7) 監査

(岡山地区協議会長・副会長)

第 12 条 岡山地区協議会長は、岡山地区協議会内のスカウト運動を代表する。

② 岡山地区協議会副会長は、岡山地区協議会長を補佐し、岡山地区協議会長に事故あるとき又は欠けたときは任務を代理する。

(運営委員長・副委員長)

第 13 条 運営委員長は、運営委員会を主宰し、議長となる。

② 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるとき又は欠けたときは任務を代理する。

(会計)

第 14 条 会計は、岡山地区協議会の経理を担当し、資金を保管する。

(事務長)

第 15 条 事務長は、岡山地区協議会における事務処理を担当する。

(監 査)

第 16 条 監査は、岡山地区協議会の資産及び経理を監査する。

② 監査は、他の役員を兼ねることは出来ない。

(運営役員等の任期)

第17条 岡山地区協議会総会選出の役員は、次々回の岡山地区協議会総会の終了の時までとし、再任を妨げない。

- ② 岡山地区協議会総会選出の役員に欠員を生じた場合の補充は、欠員の生じた団内において行う。補充又は増員による役員及び委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(運営役員を選出)

第18条 岡山地区協議会の運営役員は、総会の議を経て、決定する。

第5章 経 理

(資金)

第19条 地区運営の資金は、会費、助成金、寄付金、その他とする。

第6章 規 約 改 正 等

(規約の改廃)

第20条 この規約の改廃は、岡山地区協議会総会の3分の2以上の決議により行う。

(規約の準用)

第21条 この規約に定めない事項については、細則を別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。